

## 非常災害マニュアル

地震、火災、風水害、その他の災害に対処するため、防災マニュアルを定めます。

**第1に、人命の保護を最優先します。**

**第2に、施設を保護し、業務の早期復旧を図ります。**

**第3に、余力がある場合には近隣住民や施設への協力に当たります。**

### 1 想定される災害および対策

#### (1) 地震

大きな地震に見舞われた時は、電気や水道、ガス等が使えなくなることや、被災により施設の建物が使えなくなることもあり得ます。そのような厳しい被災を前提に、対応を検討する必要があります。

⇒ 安全確保、避難誘導、避難場所の確保、寝具・食料(クラッカー・菓子類)・水・暖房等の確保

#### (2) 火災 (火事)

施設内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火および避難の訓練が必要です。火災で施設が全面的に（または一部が）使えなくなった場合の対応も描いておく必要があります。

⇒ 現場確認、避難誘導、通報、初期消火

#### (3) 台風・大雨 (風水害)

台風や集中豪雨で土砂崩れが発生し、交通が遮断されたり、敷地の一部が崩壊する等の被災が想定されます。それに伴う停電等に見舞われることもありえます。孤立した際の対応も描いておくことが重要です。

⇒安全な避難路の確保、食料等の確保

## 2 災害時における緊急の組織体制

### 1 任務

- ①被災状況（災害発生地はどこか、施設内の状況、周辺）の情報収集
- ②利用者の安否の把握
- ③職員の安否の把握
- ④救出・救助の応援指示（必要時）
- ⑤職員の帰宅についての安全確認、帰宅指示
- ⑥岸和田市および関係施設との情報交換、支援要請

### 2 緊急連絡網

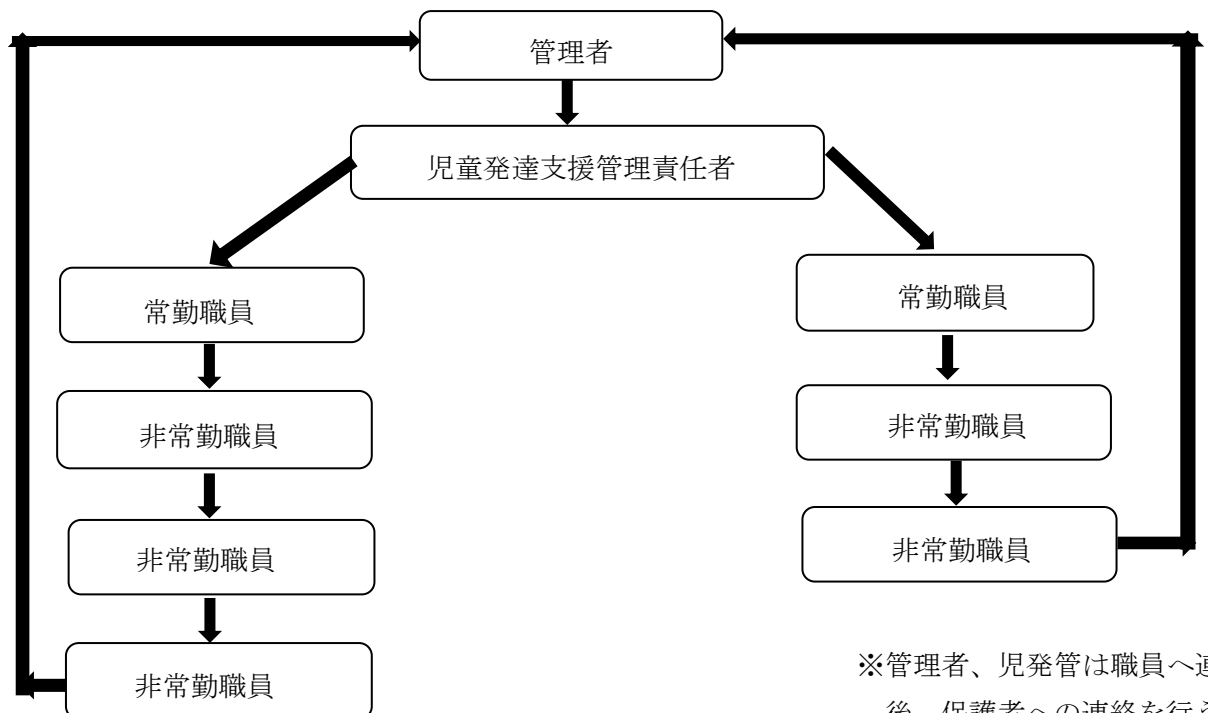
#### (1) 緊急連絡網（利用者、職員の安否確認・緊急動員）

緊急連絡網を、普段から用意しておく。大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

#### (2) 注意事項

- ①災害が発生した時、速やかに指定された次の職員へ連絡。
- ②連絡は簡潔に。長電話はさける。（定型文で迅速化を図る）
- ③連絡網指定の職員と連絡がとれないときは、その職員をとばして次の職員へ連絡。
- ④被災して怪我をしたり、被害をうけた職員に対し、必要なサポートを行う。

《連絡網》



(3) 関係防災情報一覧表

情報	機関	入手先名（機関名）	電話番号
行政情報	消防	岸和田市消防本部	072-426-8603
		岸和田市消防署 八木出張所	072-444-0119
	警察	岸和田警察署	072-439-1234
		大阪府警察本部	06-6943-1234
市	岸和田市役所	072-439-3601	
	岸和田市役所 危機管理課	072-423-9437	
府	大阪府危機管理室災害対策課 (災害対策グループ)	06-6944-6478	
	交通情報	道路	近畿運輸局大坂運輸支局 道路交通情報（日本道路交通情報センター）
鉄道		JR西日本（列車の運行状況）	0570-00-2486
ライフライン	電気	関西電力岸和田営業所	0800-777-3081
	ガス	プロパンガス 辻川商事株式会社	0725-41-4155
		大阪ガス ガス漏れの通報	0120-5-19424
		大阪ガス お急ぎのご用件	0120-5-94817
	水道	岸和田市水道局	072-439-4333
電話	NTT西日本 電話の故障に関する問合せ NTTドコモ西日本（携帯 151） NTT災害用伝言ダイヤル（171） NTT災害用伝言板（web171）	113 0120-800-000 171 Web171	
気象情報	気象	気象予警報	177
【国土交通省】防災情報提供センター[ホームページ] <a href="http://www.bosaijoho.go.jp">http://www.bosaijoho.go.jp</a>			

※黄色のラインの関係各所に、まずは連絡を行なう。

4 応急救護・初期消火・避難等

(1) 初期活動一覧表

応急救護	職員による 応急措置	(1) 職員による応急手当を実施する。 (担当：常勤職員)
	医療機関への 搬送	(1) 119番通報により、救急車を要請する。 ※同時多発災害の場合は、施設車で最寄りの病院へ搬送する。 (病院：岸和田市民病院 072-445-1000)
初期消火	火の始末	(1) 地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検する。 [点検場所] 湯沸かし器
	初期消火	(1) 火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 (2) 119番通報を行う。 (3) 火災が大きくならないうちに、初期消火に努める。 (消火器、水バケツ等) (4) 大地震の場合には、消防車の到着が遅れることを考慮する。
	避難場所	原則として屋外に出るものとする。まず、自分の身の安全を図る。
	非常持ち出し	・非常用ナップザックを準備し、必要なものを収納しておく。 (応急手当セット、ラジオ、懐中電灯、利用者名簿、職員名簿等)
	大地震	発生時の落ち合い場所 ・活動を分け過ごしている時には、決められた避難の場所へ向かう。 (避難順) ①C o C o ②常盤小学校 ③桜台市民センター ※連絡が出来る時には、管理者へ状況と児童の状態を伝え、向かう先の指示を仰ぐ。

## (2) 地震発生時の心得

### 【 地震の心得10カ条 】

#### ① まず身体の安全を図る

地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下にもぐって身をかくし、しばらく様子を見ます。  
(窓ガラスからも離れる)

#### ② 揺れが止まってから、火の始末

地震を感じたら、火の周辺には近づかず、揺れがおさまるのを待ってから、落ち着いて火の始末をします。  
(炎や熱湯による、やけどの発生を防ぐ)

#### ③ 火が出たらまず消火

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声をかけあい、皆で協力して初期消火に努めます。大地震で恐ろしいのは火災です。

#### ④ あわてて外に飛び出ない

屋外は、屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など、危険がいっぱい。揺れがおさまったら、外の様子を見て、落ち着いて行動します。

#### ⑤ 危険な場所には近寄らない

危険な場所(狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など)にいるときは、急いで離れます。

#### ⑥ がけ崩れ、津波などに注意

がけ崩れ、津波などの危険区域では、安全な場所にすみやかに避難します。

#### ⑦ 正しい情報で行動

テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動。デマに惑わされないよう注意します。

#### ⑧ 人の集まる場所では、特に冷静な行動を

あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。

#### ⑨ 避難は徒歩で、持ち物は最小限に

避難は徒歩で(車、自転車は使わない)。身軽に行動できるよう、荷物は必要最小限にとどめます。荷物は背負うなどして、両手を使えるように空けます。

#### ⑩ 自動車は、左に寄せて停車

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れず持ち出して、徒歩で避難します。

### (1)安全確保

強い揺れが起きたときは、机の下などで頭部を中心として身体を守ります。

職員は、自らの安全を確保すると同時に、利用者に対する声かけなどにより安全を測ります。揺れが収まってきたら、皆の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

### (2)利用者の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用者の避難経路を確保します。

建物の倒壊の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用者の障がいの特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される利用者の対応も、あらかじめ定めておきます。

火災が施設内外で発生した場合は、利用者及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

### (3)関係機関との連絡調整

被害（利用者、職員、施設・設備等）があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告します。また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

### (4)保護者への連絡

利用者の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

また、震災が発生した場合は、保護者の方に連絡の上、送迎を開始します。

しかし大震災の際には、保護者の方の安全確認後にお迎えに来て頂きます。

避難先として、①CoCo ②常盤小学校 ③桜台市民センター

### (5)施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物を点検し、被災箇所、その状況を記録します。補助金の申請時にも必要となるため、被災状況の写真や見積書も用意します。

**(1) 安全確保**

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し、必要に応じて緊急避難場所に避難します。

集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、利用者に対する声かけなどにより安全を図ります。風雨が収まってきたら、利用者及び職員の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで、可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

**(2) 利用者の避難経路の確保**

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用者の避難経路を確保します。建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用者の障がいの特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきます。

**(3) 関係機関との連絡調整**

被害（利用者、職員、施設・設備）があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告します。また、必要に応じて関係機関（医療機関、消防、市町村など）との連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

**(4) 保護者への連絡**

利用者の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

通所施設で風水害が発生した場合は、保護者の方に連絡の上、送迎を開始します。

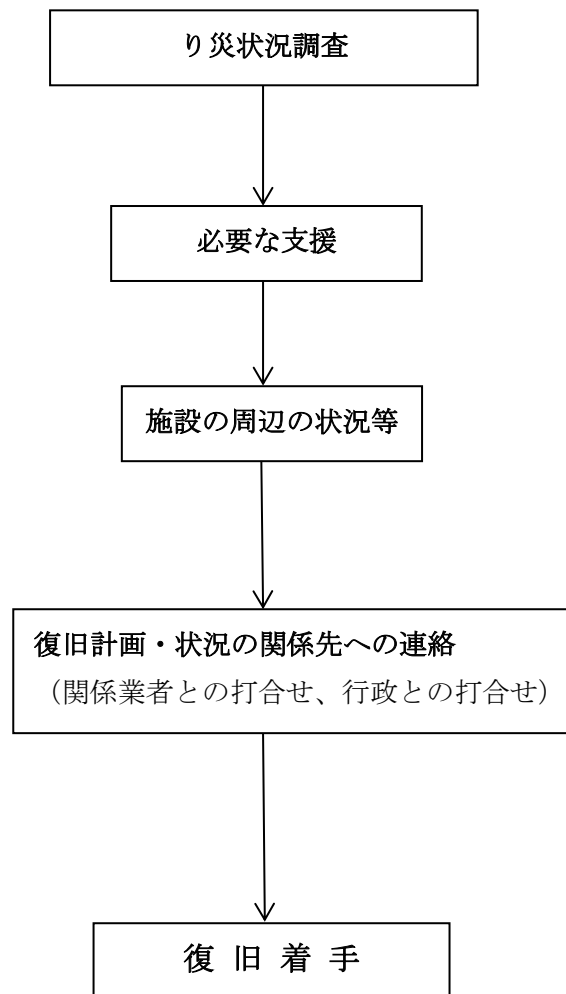
送迎が困難と判断した場合は、お迎えに来て頂きます。

**(5) 施設の再点検・補修等**

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所、その状況を記録します。補助金の申請時にも必要となるため、被災状況の写真や見積書も用意します。

## 5 復旧対策

### 復旧の流れ





### 3 日ごろの備え

#### 1 防災資機材等の備蓄

非常用備品は下記のとおりとする。

毎年3月1日に、現時点の数量、内容物の保存状態を確認します。

	No.	品名	数量	保管場所
食料	1	飲料水	2リットル×24本	当事業所（外）
	2	お菓子類		当事業所（クローゼット）
	3	炊き出し道具 (カセットコンロ・カセットボンベ・鍋等)	一式	当事業所 (台所・クローゼット)
生活用品	4	食器セット (皿・紙コップ・スプーン・フォーク・箸等)	一式	当事業所（台所）
	5	ティッシュ・ウエットティッシュ	各3つ	当事業所（2階）
	6	軍手	20枚	避難リュック
	7	マスク	30枚	避難リュック
	8	おしりふきシート	3つ	当事業所（1階）
	9	ごみ袋	30袋	当事業所（台所）
	10	養生テープ	2本	当事業所（2階）
	11	オムツ	10枚	当事業所（クローゼット）
12	毛布・タオル		当事業所（クローゼット）	
機材他	13	救急箱	2箱	当事業所（1階・2階）
	14	懐中電灯（予備の電池含む）	2個	避難リュック
	15	雨具	20本	当事業所（外）
	16	テント	1張	当事業所（外）
	17	ラジオ	1個	避難リュック
	18	消火器	1台	当事業所（1階）
	19			

※ 非常用備品の数量は、職員の人数、用途、目的等により判断し必要量を決めます。

## 2 防災訓練・防災教育

### (1) 防災訓練

有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるよう、総合防災訓練を9月1日（防災の日）に実施します。

訓練には、次の事項を盛り込みます。

- ①地震発生時の初期対応に関する事
- ②情報の収集、伝達に関する事
- ③火災発生時の対応に関する事
- ④救出救護に関する事
- ⑤通報・初期消火・避難に関する事
- ⑥水害等の災害に関する事

### (2) 避難訓練

避難訓練を、利用者の生命を守ることを最優先に、速やかな避難誘導ができるよう定期的に行います。

### (3) 防災教育

次の教育を毎年1回以上実施します。

- ①当施設の防災マニュアルの概要について
- ②各員の任務と行動基準について
- ③災害の一般知識について（地震、水害、火災等）
- ④応急処置について

### (4) その他

消防機関などが行う応急手当普及員講習会への参加や府・市町村が行う防災講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図ります。

### (附則)

このマニュアルは、平成25年9月1日から施行。

このマニュアルは、平成30年11月1日に改訂。

このマニュアルは、令和2年6月1日に改訂。

このマニュアルは、令和3年4月1日に改訂。

#### 4 避難

**原則、建物に危険がない限り、施設にて過ごす。**

建物に倒壊などの危険が考えられる際には、下記の順で避難を行う。

##### 1 避難経路

- ①避難場所：岸和田市立常盤小学校  
所在地：岸和田市下松町885  
電話番号：072-427-4954

避難経路



②避難場所：桜台市民センター

所在地：岸和田市下松町4丁目17-1

電話番号：072-428-9229

避難経路

